（その１）

5018

収支報告書

平成27 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　きのしたともひここうえかい

1 政治団体の名称　木下智彦後援会

2 主たる事務所の所在地　大阪府豊中市本町1-5-8
高山第一ビル　302号

3 代表者の氏名　木下　智彦

4 会計責任者の氏名　藤田　浩史

事務担当者の氏名　小林　久美

（電話）　06-6857-1125

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	木下　智彦

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
平 28.5.31
大阪府選挙管理委員会

KB0269 H27　H28 0531　100360

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	3,603,811
（前年からの繰越額）	313,668
（本年の収入額）	3,290,143
支出総額	3,254,574
翌年への繰越額	349,237

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,290,000	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	2,290,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	2,290,000	

(その４)

(4) 借　入　金		
借　　入　　先	金　　額	備　　考
木下　智彦	1,000,000	2015/1/4
合　　計	1,000,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
1 件 10 万 円 未 満 の も の	143	
合　　計	143	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
維新の党	2,000,000	H27/6/10	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	松野頼久	
維新の党	290,000	H27/10/20	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	松野頼久	
その他の寄附					
合計	2,290,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	70,196		
(3) 備品・消耗品費	754,990		
(4) 事務所費	1,082,554		
小計	1,907,740	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	206,834		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	140,000		
(6) その他の経費	1,000,000		
小計	1,346,834	0	
合計	3,254,574		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
その他の支出	70,196				
合計	70,196				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		３．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ワイヤレスメガホン購入代	348,948	H27/2/2	有限会社　南豆無線電機	静岡県下田市東本郷2-1-5	
パソコン購入代	300,340	H27/5/25	ヨドバシカメラ梅田店	大阪市北区大深町1-1	
その他の支出	105,702				
合計	754,990				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
リース代	11,550	H27/1/4	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/1/9	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
会費	10,000	H27/1/21	豊中市商店会連合会	豊中市岡町北1-1-2豊中商工会議所内	
家賃	48,168	H27/2/2	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/2/2	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
電話代	45,272	H27/2/2	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
リース代	11,550	H27/3/3	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/3/19	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
家賃	48,168	H27/3/31	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/3/31	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/4/30	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/4/30	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/6/1	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/6/2	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
政治資金監査報酬	27,000	H27/6/8	税理士　川崎玉樹	大阪市住吉区我孫子東2-2-16	
家賃	48,168	H27/6/30	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/6/30	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/7/27	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
リース代	11,550	H27/7/27	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/8/31	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/8/31	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
リース代	11,550	H27/9/24	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/9/25	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/10/22	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/10/23	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
家賃	48,168	H27/11/13	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/12/1	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
家賃	48,168	H27/12/15	高山土地株式会社	豊中市本町1丁目5番10号	
リース代	11,550	H27/12/24	シャープファイナンス株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号	
その他の支出	223,948				
合計	1,082,554				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 旅費交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
その他の支出	206,834				
合計	206,834				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金	25,000	H27/10/22	藤田ひろし後援会	大阪府豊中市本町1丁目5番8号 高山第一ビル 303号	
寄附金	25,000	H27/10/22	チャレンジ 花井けい太	大阪府豊中市中桜塚2-20-1	
寄附金	40,000	H27/10/22	豊中翔政会 代表 植田正裕	豊中市稲津町2-1-23-201	
寄附金	50,000	H27/10/22	中野こうき後援会 代表 中野宏基	豊中市大黒町3丁目21-5	
その他の支出	0				
合計	140,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費 借入金返済	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
借入金返済	1,000,000	H27/12/25	木下　智彦	豊中市庄内西町3-5-10　4-H	
その他の支出	0				
合計	1,000,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年5月31日

政治団体の名称　木下智彦後援会

会計責任者の氏名　藤田　浩史　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

木下　智彦　後援会

平成　28　年5月23日

代表　　木下　智彦　　殿

登録政治資金監査人　川崎　玉樹

登録番号　　第　2453　号

研修終了年月日　　平成　21年　7月　17日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、木下　智彦　後援会の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、木下　智彦　後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該

国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて、支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

木下 智彦 後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、木下 智彦 後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上